

虐待防止対応規程

○規程制定 平成22年2月12日

○一部改正 令和1年6月5日理事会

社会福祉法人 大川市福祉会

社会福祉法人 大川市福社会虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大川市福社会定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「本事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人事業の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

(1) 身体的虐待

- ・暴力的な行為で痛みを与えたり、身体に痣や外傷を与える行為
- ・利用者に向けられた危険な行為や、身体に何らかの影響を与える行為
- ・利用者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず乱暴に扱う行為
- ・外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・過剰な投薬による身体の抑制

(2) 放棄放置

- ・意図的であるか結果的であるかを問わず、法人職員がサービスの提供を放棄または放置し、身体または精神的状態を悪化させること
- ・他者からの障害者虐待と同様の行為を放置すること

(3) 心理的虐待

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

(4) 経済的虐待

- ・利用者の合意無しに財産や金銭を使用すること
- ・利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(5) 性的虐待

- ・利用者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的行為またはその強要
- ・利用者への、または利用者の前での性的な発言
- ・人前での排泄や更衣、また人前でのその情報の共有

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 法人の職員は虐待の発見に努めなければならない。また利用者等から通報を受けた際は適切な対応に努めなければならない。

- 2 法人職員は、利用者等から通報を受けた際又は虐待を発見した際は、遅滞なく虐待防止マネジャー及び当該市町村の虐待防止センターに通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止委員会)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止委員会を設置しなければならない

- 2 虐待防止委員は、第三者委員、施設長、管理者及び必要に応じて専門家等を加えることができる
- 3 虐待防止委員会の委員長は施設長又は管理者とする。委員は必要のある員数とする

第6条 虐待防止委員会は定期的を開催する。また虐待もしくは不適切な支援が発生した場合はその都度緊急に開催し、虐待の疑いの有無の判断及び対応の協議を行い、対応の統括を行うものとする。

- 2 虐待発生時は重篤な場合は早急に、それ以外のものは14日以内に開催する。
- 3 虐待の認定を受けた場合は、警察の捜査や県及び市等の指導に基づき、随時開催する。
- 4 定期開催の虐待防止委員会には、虐待防止マネジャーから1名代表で委員会に参加するものとする。
- 5 虐待防止委員は、虐待防止マネジャーと協力し、研修計画の策定、職員のストレスマネジメントと苦情解決、チェックリストの集計、結果の分析と防止の取組の検討及び他の施設との連携を図る等、日頃より虐待防止に努めなければならない。

(虐待防止対応責任者)

第7条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、各事業所に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、施設長又は管理者があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第8条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止マネジャーから虐待通報の報告を受けること
- (2) 虐待内容の事実の確認を行うこと
- (3) 虐待防止委員会の緊急の会議の招集を行うこと
- (4) 市町村への通報及び報告を行うこと
- (5) 原因の分析及び解決策の検討を行うこと
- (6) 虐待解決のための当事者等との話し合いを行うこと
- (7) 各種報告書(虐待通報書、虐待受付報告書、虐待通報受付・経過記録書、虐待通報等連絡書、虐待解決話し合い結果記録書)を作成すること
- (8) 社会福祉法人大川市福祉会苦情対応規程に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告を行うこと
- (9) 虐待原因の改善状況を当事者(保護者も含む)及び第三者委員へ報告すること

(虐待防止マネジャー)

第9条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくすることと、事業所内での虐待の防止を促進するため、法人に虐待防止マネジャーを設置する。

- 2 虐待防止マネジャーは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者があたるものとする。
- 3 法人職員は、虐待防止マネジャーの不在時等に第4条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止マネジャーに代わって通報を受け付けることができる。

(虐待防止マネジャーの職務)

第10条 虐待防止マネジャーの職務は、次のとおりとする

- (1) 利用者等及び職員からの虐待通報受付をすること
- (2) ストレスチェックリストを定期的実施すること
- (3) 大川市福祉会虐待防止対応規程及び別途定める身体拘束規程の浸透に努めること
- (4) 虐待防止研修を実施すること
- (5) ヒヤリハット事例の報告及び分析を行い、改善に努めること
- (6) 虐待防止委員と協力し、職員のストレスマネジメントと苦情解決、チェックリストの結果の分析と防止の取組の検討を行い、日頃より虐待防止に努めること

(7) 虐待防止マネジャーから代表で1名、定期的開催される虐待防止委員会に出席し、虐待防止委員会への報告と情報の共有を行う

(第三者委員)

第11条 第三者委員は、社会福祉法人大川市福祉会苦情対応規程に定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第12条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第13条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

(虐待の報告・確認)

第14条 虐待防止マネジャーは、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止対応責任者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

(虐待の通報及び報告)

第15条 虐待対応責任者は、虐待を発見又は通報を受け付けた場合は、至急虐待防止委員を招集しなければならない。緊急の虐待防止委員会において虐待の可能性があると判断した場合は、当該市町村の虐待防止センターに通報を行うものとする。

(虐待解決に向けた協議)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第17条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の障害者虐待防止センター及び福岡県障がい者権利擁護センター等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第18条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止のための職員等研修)

第19条 虐待防止マネジャーは、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

- 2 虐待防止対応責任者は、福岡県知的障害児者職員倫理綱領等を熟読し、法人職員にも周知しなければならない。
- 3 研修は虐待防止啓発研修に限らず、障害福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的として研修をする。
- 4 研修は、保護者等に対しても行うものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第20条 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。